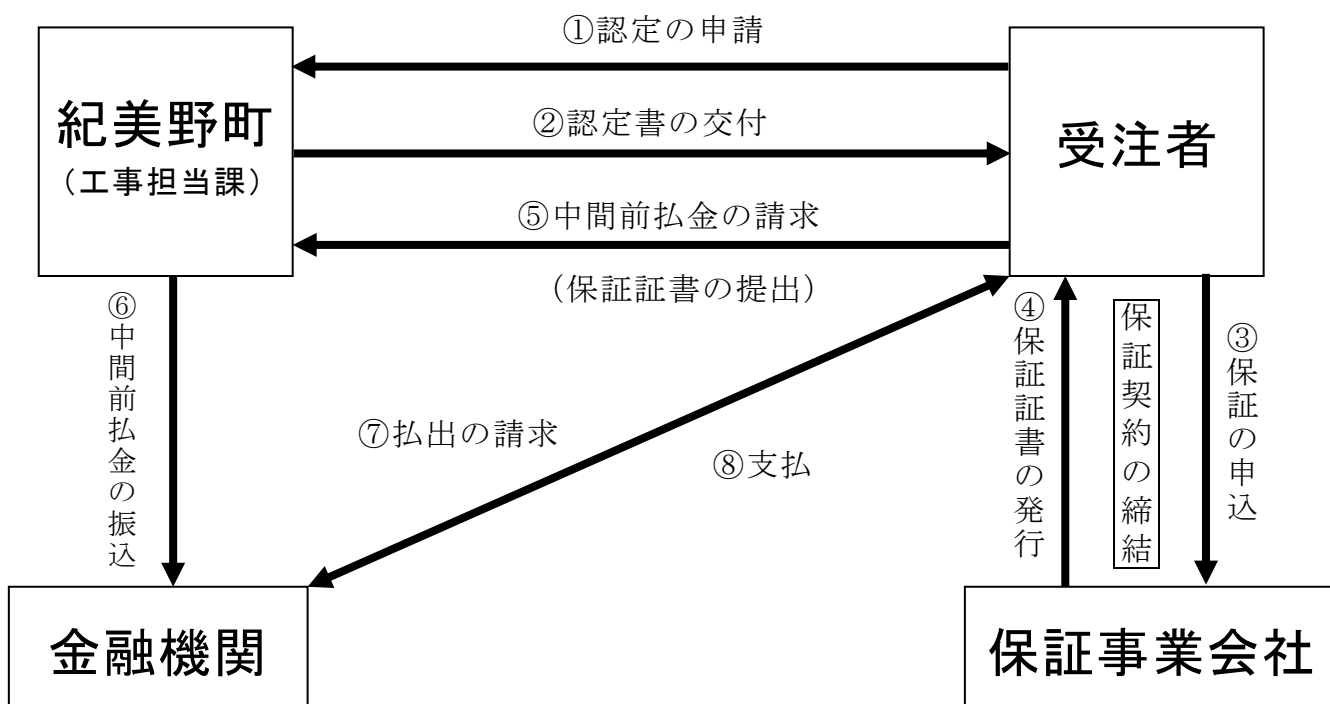


◆中間前金払の請求手続き



① 認定の申請

受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、「中間前金払認定申請書(様式第1号)」に「工事履行報告書(様式第2号)」及び「工程表(様式第3号)」を添えて、工事担当課に提出してください。

② 認定書の交付

工事担当課は、工程表や提出された工事履行報告書等により、中間前金払の要件を満たしていることを確認後、受注者に対して「中間前金払認定書(様式第4号)」を交付します。

③ 保証の申込み

受注者は、紀美野町から交付された中間前金払認定書を添えて、保証事業会社に保証の申し込みをしてください。

④ 保証証書の発行

保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前金払の保証証書を受注者に対して発行します。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は、「中間前金払請求書(様式第5号)」に、保証事業会社の発行した保証証書を添えて、工事担当課に提出してください。

⑥ 中間前払金の振込み

発注者は、請求を受けた日から14日以内に、発注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

⑦ 払出請求⑧払出し

発注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払出してください。